

## 政令第 号

## 国勢調査令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条及び第五十六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「第九条第一項第一号及び」の下に「第四号並びに」を加える。

第九条第一項中「九月十四日から十月二十日まで」を「九月二十日から十月二十七日まで」に改め、「いづれかの方法」の下に「（第四号から第六号までに掲げる方法にあつては、第一号から第三号までに掲げる方法によることが困難な調査区として総務大臣が市町村長の意見を聴いて指定する調査区において調査を行う場合に限る。）」を加え、同項第一号中「準ずる者」の下に「（第四号及び次条第三項第一号において「世帯員等」という。）」を加え、同項第二号中「同月二十日」を「同月二十七日」に改め、「期間」の下に「（以下この項及び次項並びに第十一条の二第三項において「収集等期間」という。）」を加え、同項第三号中「当該調査年の十月一日から同月二十日までの期間」を「収集等期間」に改め、「信書便（」の下に

「次号から第六号まで及び」を加え、同項に次の三号を加える。

四 市町村長が識別符号を記載した書類を郵便等により世帯ごとに送付し、及び総務大臣が世帯員等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣の使用に係る電子計算機において受信する方法

五 市町村長が調査票を郵便等により世帯ごとに送付し、及び収集等期間内において国勢調査員等が収集する方法

六 市町村長が調査票を郵便等により世帯ごとに送付し、及び収集等期間内において総務大臣が郵便等により当該調査票の提出を受ける方法

第九条第二項中「同項第二号に規定する期間」を「収集等期間」に、「第二号ロ」を「第二号イ、ロ及び二」に改める。

第十条第三項第一号中「前条第一項第一号」の下に「及び第四号」を加え、「世帯員又は世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者」を「世帯員等」に改め、同項第二号中「前条第一項第二号」の下に「及び第五号」を加え、「第五条第二号イ及び二に掲げる事項について国勢調査員等の質問に答え、その他の」を削

り、同項第三号中「前条第一項第三号」の下に「及び第六号」を加え、「第五条第二号イ及びニに掲げる事項について国勢調査員等の質問に答え、その他の」を削る。

第十一条第二項中「第九条第一項又は第二項」を「第九条第一項第一号から第三号までに掲げる方法のいずれか又は同条第二項」に改める。

第十一条の二第三項中「並びに同項第二号及び第三号に規定する期間」を「に規定する期間及び取集等期間」に改める。

第十二条第三項中「市町村長は」の下に「、第九条第一項の規定により総務大臣が指定した調査区に係る調査関係書類を作成するとともに」を加え、「並びに前項」を「、前項」に改め、「送付された調査票」の下に「並びにこの項の規定により作成した調査関係書類」を加える。

第十二条の三第四項の表第九条第一項第二号及び第三号並びに第二項、第十条第三項第二号及び第三号、第十一条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の項中「第九条第一項第二号及び第三号」を「第九条第一項第二号、第三号及び第五号」に、「第十条第三項第二号及び第三号」を「第十条第三項第二号」に改める。

第十五条第二項中「若しくは第二項」の下に「、第九条第一項第四号から第六号まで」を加える。

第十六条第二項中「及び第二項」の下に「、第九条第一項第四号から第六号まで」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。

### (地方自治法施行令の一部改正)

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）の項第二号中「及び第二項」の下に「、第九条第一項第四号から第六号まで」を加える。

## 理由

近年における社会経済情勢の変化等に対応し、国勢調査の調査を行う期間を変更するとともに、調査方法として、総務大臣が指定する調査区に限り、市町村長が調査票等を郵便等により世帯ごとに送付する方法を導入する等の必要があるからである。

国勢調査令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 ○ 国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）抄（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国勢調査指導員及び国勢調査員）            第六条（略）            2、4（略）</p> <p>5 国勢調査員は、市町村長の調査実施上の指導及び国勢調査指導員の指導を受けて、その担当地域内にある世帯に係る識別符号（総務大臣が世帯を識別するために付した符号をいう。第九条第一項第一号及び第四号並びに第十条第三項第一号において同じ。）を記載した書類の配布、調査票の配布、収集及び記入並びに調査関係書類の作成その他これらに附帯する事務を行う。</p> <p>6（略）</p> <p>（調査の方法）            第九条 国勢調査は、調査年の九月二十日から十月二十七日までの期間内において、次に掲げるいずれかの方法（第四号から第六号までに掲げる方法にあつては、第一号から第三号までに掲げる方</p>	<p>（国勢調査指導員及び国勢調査員）            第六条 国勢調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として、国勢調査指導員及び国勢調査員を置く。</p> <p>2 国勢調査指導員及び国勢調査員は、総務大臣が任命する。</p> <p>3 国勢調査員の担当地域は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が、第八条第一項の規定により設定し、又は同条第二項の規定により修正した調査区の区域ごとに、指定するものとする。</p> <p>4 国勢調査指導員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、国勢調査員に対する指導、調査票及び総務省令で定める調査関係書類（以下「調査関係書類」という。）の検査その他これらに附帯する事務を行う。</p> <p>5 国勢調査員は、市町村長の調査実施上の指導及び国勢調査指導員の指導を受けて、その担当地域内にある世帯に係る識別符号（総務大臣が世帯を識別するために付した符号をいう。第九条第一項第一号及び第十条第三項第一号において同じ。）を記載した書類の配布、調査票の配布、収集及び記入並びに調査関係書類の作成その他これらに附帯する事務を行う。</p> <p>6 特別の事情により、国勢調査員が前項の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、国勢調査指導員が当該事務を行うものとする。</p> <p>（調査の方法）            第九条 国勢調査は、調査年の九月十四日から十月二十日までの期間内において、次に掲げるいずれかの方法により行う。</p>

法によることが困難な調査区として総務大臣が市町村長の意見を聴いて指定する調査区において調査を行う場合に限る。）により行う。

一 国勢調査員又は第六条第六項の規定により同条第五項の事務の一部を行う国勢調査指導員（以下「国勢調査員等」という。）が識別符号を記載した書類を世帯ごとに配布し、及び総務大臣が世帯員又は世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者（第四号及び次条第三項第一号において「世帯員等」という。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて当該識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣の使用に係る電子計算機において受信する方法

二 国勢調査員等が調査票を世帯ごとに配布し、及び当該調査年の十月一日から同月二十七日までの期間（以下この項及び次項並びに第十一条の二第三項において「収集等期間」という。）内において収集する方法

三 国勢調査員等が調査票を世帯ごとに配布し、及び収集等期間内において総務大臣が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（次号から第六号まで及び次条第三項第三号において「郵便等」という。）により当該調査票の提出を受ける方法

四 市町村長が識別符号を記載した書類を郵便等により世帯ごとに送付し、及び総務大臣が世帯員等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣の使用に係る電子計算機において受信する方法

五 市町村長が調査票を郵便等により世帯ごとに送付し、及び収集等期間内において国勢調査員等が収集する方法

一 国勢調査員又は第六条第六項の規定により同条第五項の事務の一部を行う国勢調査指導員（以下「国勢調査員等」という。）が識別符号を記載した書類を世帯ごとに配布し、及び総務大臣が世帯員又は世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて当該識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣の使用に係る電子計算機において受信する方法

二 国勢調査員等が調査票を世帯ごとに配布し、及び当該調査年の十月一日から同月二十日までの期間内において収集する方法

三 国勢調査員等が調査票を世帯ごとに配布し、及び当該調査年の十月一日から同月二十日までの期間内において総務大臣が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（次条第三項第三号において「郵便等」という。）により当該調査票の提出を受ける方法

（新設）

（新設）

六 市町村長が調査票を郵便等により世帯ごとに送付し、及び収集等期間内において総務大臣が郵便等により当該調査票の提出を受ける方法

2 世帯員の不在等の事由により前項各号に掲げる方法による調査を行うことができないときは、国勢調査員等が収集等期間内において第五条第一号イ及びロ並びに第二号イ、ロ及びニに掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に質問し、これに基づいて調査票に記入する方法により国勢調査を行うことができる。

3 (略)

(報告の義務及び方法)

第十条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による報告は、次の各号に掲げる国勢調査の方法の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一 前条第一項第一号及び第四号に掲げる方法 世帯員等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信する方法

二 前条第一項第二号及び第五号に掲げる方法 調査事項について調査票に記入し、及び国勢調査員等による当該調査票の取集に応じる方法

三 前条第一項第三号及び第六号に掲げる方法 調査事項について調査票に記入し、及び当該調査票を総務大臣に郵便等により提出する方法

(新設)

2 世帯員の不在等の事由により前項各号に掲げる方法による調査を行うことができないときは、国勢調査員等が同項第二号に規定する期間内において第五条第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に質問し、これに基づいて調査票に記入する方法により国勢調査を行うことができる。

3 前二項に規定するもののほか、調査票の様式その他調査の方法に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(報告の義務及び方法)

第十条 国勢調査に当たっては、調査事項のうち、第五条第一号に掲げる事項については世帯員が、同条第二号に掲げる事項については世帯主又は世帯の代表者が、それぞれ報告しなければならない。

2 世帯主、世帯の代表者又はこれらに準ずる者は、前項の規定により報告すべき者に代わつて当該報告を行うことができる。

3 前二項の規定による報告は、次の各号に掲げる国勢調査の方法の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一 前条第一項第一号に掲げる方法 世帯員又は世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信する方法

二 前条第一項第二号に掲げる方法 第五条第二号イ及びニに掲げる事項について国勢調査員等の質問に答え、その他の調査事項について調査票に記入し、及び国勢調査員等による当該調査票の取集に応じる方法

三 前条第一項第三号に掲げる方法 第五条第二号イ及びニに掲げる事項について国勢調査員等の質問に答え、その他の調査事項について調査票に記入し、及び当該調査票を総務大臣に郵便



等により提出する方法

(未調査等の場合の措置)  
第十一条 (略)

2 前項の規定により調査が行われなかつた旨の届出があつた場合には、市町村長は、当該届出に係る調査対象者について、総務省令で定める期限までに、第九条第一項第一号から第三号までに掲げる方法のいずれか又は同条第二項に規定する方法による調査を国勢調査員等に行わせなければならない。

(調査の期間等の変更)  
第十一条の二 (略)

2 (略)

3 総務大臣は、前項の規定による報告があつたときは、対象となる地域を指定して、第九条第一項各号列記以外の部分に規定する期間及び取集等期間又は前条各項の期限(次項において「調査の期間等」という。)を変更することができる。

4 (略)

(未調査等の場合の措置)  
第十一条 第四条に規定する者(以下この条において「調査対象者」という。)について、第九条第一項各号に掲げる方法による調査が行われなかつたとき、又は同項各号に掲げる方法による調査が重複して行われたときは、当該調査対象者を構成員とする世帯の世帯主、世帯の代表者又はこれらに準ずる者は、その旨を総務省令で定める期限までに、市町村長に届け出なければならない。

2 前項の規定により調査が行われなかつた旨の届出があつた場合には、市町村長は、当該届出に係る調査対象者について、総務省令で定める期限までに、第九条第一項又は第二項に規定する方法による調査を国勢調査員等に行わせなければならない。

(調査の期間等の変更)  
第十一条の二 市町村長は、天災その他避けることのできない事故

により第九条第一項各号列記以外の部分に規定する期間又は前条第二項の期限までの間に国勢調査を行うことが困難な場合には、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による報告があつたときは、対象となる地域を指定して、第九条第一項各号列記以外の部分並びに同項第二号及び第三号に規定する期間又は前条各項の期限(次項において「調査の期間等」という。)を変更することができる。

4 総務大臣は、前項の規定により調査の期間等を変更したときは、直ちに、対象となる地域及び変更後の調査の期間等を告示しなければならない。

(調査票の審査、提出等)  
第十二条 (略)

2 (略)

3 市町村長は、第九条第一項の規定により総務大臣が指定した調査区に係る調査関係書類を作成するとともに、その定める期限までに、第一項の規定により国勢調査員等から提出された調査票及び調査関係書類、前項の規定により総務大臣から送付された調査票並びにこの項の規定により作成した調査関係書類の検査を国勢調査指導員に行わせなければならない。

4・5 (略)

(事務の委託)  
第十二条の三 (略)

(調査票の審査、提出等)

第十二条 国勢調査員等は、市町村長に対し、その定める期限までに、当該国勢調査員等が第十条第三項第二号の規定により収集し、又は第九条第二項の規定により記入した調査票及び当該国勢調査員等が作成した調査関係書類を提出しなければならない。

2 総務大臣は、第十条第三項第三号の規定により調査票を提出した世帯の住居が所在する市町村の長に対し、速やかに、当該調査票を送付しなければならない。

3 市町村長は、その定める期限までに、第一項の規定により国勢調査員等から提出された調査票及び調査関係書類並びに前項の規定により総務大臣から送付された調査票の検査を国勢調査指導員に行わせなければならない。

4 市町村長は、前項の規定により国勢調査指導員が検査した調査票を審査し、当該調査票に必要な事項を記入するとともに、都道府県知事に対し、その定める期限までに、当該調査票を送付しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村長から送付された調査票を二次的に審査するとともに、総務大臣に対し、その定める期限までに、当該調査票を提出しなければならない。

(事務の委託)

第十二条の三 総務大臣は、次に掲げる施設の区域とする調査区について、第六条第五項の規定により国勢調査員が行うこととされている事務を当該施設を管理し、又は運営する法人その他の団体に委託して行うことができる。

一 共同住宅又は長屋

二 学校等に在学している者が通学のために宿泊している寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設

三 社会福祉施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

(略)		<p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)	
(略)	(略)	

第六条第三項		<p>第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る施設をいう。)その他これに類する施設で総務省令で定めるもの(入所により利用されるものに限る。)</p> <p>四 病院又は診療所</p> <p>五 船舶</p> <p>2 総務大臣は、第十条第三項第三号の規定により調査票の提出を受ける事務及び第十二条第二項の規定により調査票を送付する事務を民間事業者に委託して行うことができる。</p> <p>3 前二項の場合においては、総務大臣は、国勢調査の結果知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 第一項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
第八条第一項	国勢調査員	
<p>当該委託管理団体が管理し、又は運営する施設の区域を区域として、第八条第一</p>	<p>第十二条の三第一項の規定により総務大臣から国勢調査員が行うこととされている第五項の事務を委託された同条第一項各号に掲げる施設を管理し、又は運営する法人その他の団体(以下「委託管理団体」という。)</p>	

	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	第七条第二項		第七条第一項	第七条の見出し		第六条第六項	第六条第四項及び第五項	
その事務	国勢調査指導員及び国勢調査員	それぞれ総務省統計局長の発行する国勢調査指導員証又は国勢調査員証	国勢調査指導員及び国勢調査員	国勢調査指導員証及び国勢調査員証	市町村長	国勢調査員	国勢調査員	区域ごとに、指定するものとする
第十二条の三第一項の規定により委託管理団体が行うこととされている事務	委託管理団体に所属する者	総務省統計局長の発行する委託管理団体証	委託管理団体	委託管理団体証	市町村長の意見を聴いて総務大臣	委託管理団体	委託管理団体	区域とする
								項

(略)	(略)	第九條第一項第二号、第三号及び第五号並びに第二項、第十條第三項第二号、第十一條第二項並びに第十二條第一項及び第三項	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		国勢調査員等	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		委託管理団体等	(略)	(略)	(略)

(連絡等に関する事務)  
第十五条 (略)

第十五条第二項第五号	第十五条第二項第一号	第九條第一項第二号及び第三号並びに第二項、第十條第三項第二号及び第三号、第十一條第二項並びに第十二條第一項及び第三項	第九條第一項第一号	第七條第三項		
国勢調査指導員及び国勢調査員	国勢調査指導員及び国勢調査員の候補者の推薦	国勢調査員等	国勢調査員又は国勢調査員等	国勢調査指導員証及び国勢調査員証	国勢調査指導員証又は国勢調査員証	委託管理団体証
委託管理団体	委託管理団体となるべき法人その他の団体の推薦その他の委託管理団体の選定	委託管理団体等	委託管理団体等	委託管理団体又は委託管理団体証	委託管理団体証	委託管理団体証

(連絡等に関する事務)  
第十五条 都道府県知事は、第十一条の二第一項若しくは第二項、

2 市町村長は、第六条第三項から第六項まで、第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項第四号から第六号まで、第十一条、第十一条の二第一項、第十一条の三第二項、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二第一項又は第十三条第一項の規定による事務（第八号において「第六条第三項等の事務」という。）のほか、当該市町村の区域内における国勢調査に関する事務のうち、次に掲げる事務を行うこととする。

一〇八（略）

第十一条の三第二項若しくは第三項、第十二条第四項若しくは第五項又は第十二条の二の規定による事務（第六号において「第一条の二第一項等の事務」という。）のほか、当該都道府県の区域内における国勢調査に関する事務のうち、次に掲げる事務を行うこととする。

一 総務大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務

二 市町村長に対する調査票の用紙その他国勢調査のために必要な物品の送付に関する事務

三 国勢調査の広報に関する事務

四 市町村長の行う国勢調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務

五 総務大臣に対する国勢調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務

六 第十一条の二第一項等の事務又は前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管並びに調査方法についての基礎調査に関する事務その他第十一条の二第一項等の事務又は前各号に掲げる事務に附帯する事務

2 市町村長は、第六条第三項から第六項まで、第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項、第十一条、第十一条の二第一項、第十一条の三第二項、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二第一項又は第十三条第一項の規定による事務（第八号において「第六条第三項等の事務」という。）のほか、当該市町村の区域内における国勢調査に関する事務のうち、次に掲げる事務を行うこととする。

一 国勢調査指導員及び国勢調査員の候補者の推薦に関する事務

二 国勢調査指導員及び国勢調査員の任命の辞令書の交付に関する事務

三 国勢調査指導員及び国勢調査員の報酬及び費用の交付に関する事務

四 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務

(事務の区分)  
第十六条 (略)

2 第六条第三項から第六項まで、第七条第一項、第八条第一項及び第二項、第九条第一項第四号から第六号まで、第十一条、第十二条の二第一項、第十一号の三第二項、第十二条第一項から第十四項まで、第十二条の二第一項、第十三条第一項並びに前条第二項の規定により市町村が行うこととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 五 国勢調査指導員及び国勢調査員に対する調査票の用紙その他国勢調査のために必要な物品の送付に関する事務
- 六 国勢調査の広報に関する事務
- 七 都道府県知事に対する国勢調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務
- 八 第六条第三項等の事務又は前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管並びに調査方法についての基礎調査に関する事務その他第六条第三項等の事務又は前各号に掲げる事務に附帯する事務

(事務の区分)

第十六条 第十一条の二第一項及び第二項、第十一条の三第二項及び第三項、第十二条第四項及び第五項、第十二条の二並びに前条第一項の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 第六条第三項から第六項まで、第七条第一項、第八条第一項及び第二項、第十一条、第十二条の二第一項、第十二条の三第二項、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二第一項、第十三条第一項並びに前条第二項の規定により市町村が行うこととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）抄（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行					
<p>(略)</p>	<p>国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）</p>	<p>(略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 第六条第三項から第六項まで、第七條第一項、第八條第一項及び第二項、第九條第一項第四号から第六号まで、第十條第一項、第十一條の二第一項、第十三條の三第二項、第十二條第一項から第四項まで、第十二條の二第一項、第十三條第一項並びに第十五條第二項の規定により市町村が行うこととされている事務</p>	<p>政令</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>事務</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）</p>	<p>(略)</p>	<p>一 第十一条の二第一項及び第二項、第十一条の三第二項及び第三項、第十二條第四項及び第五項、第十二條の二並びに第十五條第一項の規定により都道府県が行うこととされている事務</p> <p>二 第六条第三項から第六項まで、第七條第一項、第八條第一項及び第二項、第十一條、第十一條の二第一項、第十三條の三第二項、第十二條第一項から第四項まで、第十二條の二第一項、第十三條第一項並びに第十五條第二項の規定により市町村が行うこととされている事務</p>	<p>政令</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>事務</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>